

第18回アジア競技大会（2018/ジャカルタ）**馬場馬術競技 代表人馬選考基準**

大会期日：2018年8月18日～9月2日

標記大会の代表選手の選考にあたっては、馬場馬術本部が選考競技会の結果をもとにオリンピック対策会議に推薦し、審議を経て理事会の承認をもって決定する。

目標は、**団体競技で金メダル獲得**とする。

1. 選考競技会の開催

2018年に日本とヨーロッパにおいて、選考競技会を行う。

（選考競技会の日時等の詳細は、当連盟 Web サイトで発表する）

選考競技会の会場は、日本（御殿場）およびドイツ（ハーゲン）を予定。

2. 選考競技会の概要**(1) 参加条件（全項目該当）**

- ①選手は、2018年に16歳もしくはそれ以上で日本国籍を有し、日本馬術連盟およびFEI登録のあること。
- ②選考競技会エントリー締切日時点においてナショナルチームあるいはプロGRESSチームのメンバー。
- ③馬匹は、2018年に7歳以上でFEIパスポートを有し、日本馬術連盟およびFEI登録のあること。
- ④所定の期限までに参加意思表示が完了している選手。

(2) 必要な競技実績（何れか該当）

- ①2017年4月1日以降選考競技会締め切りまでのCDI、JEF主催競技会あるいはJEF公認競技会における下記いずれかの認定種目で65%以上の入馬。
 - ・FEI インターメディアイト I
 - ・FEI セントジョージ賞典
- ②2017全日本馬場馬術選手権のFEI グランプリにおいて62%以上の入馬。
- ③2017年11月21日以降選考競技会締め切りまでのCDI、JEF公認競技会におけるFEI グランプリで62%以上の入馬。

(3) 競技方法

- ①大会で採用される運動課目を実施する。（FEI インターメディアイト I を予定）
- ②欧州と日本で各1回選考競技会を開催し、2日間で2回の演技を行う。
- ③同じ審判員が巡回して審査する。
- ④詳細は選考競技会要項に記載する。

3. 選考の手順

- (1) 選考の対象は、2回の演技における平均67%以上を獲得した入馬の組み合わせとする。
- (2) 2回の演技の合計得点（アベレージ）により入馬の序列を決める。同率の場合は、2回の演技のうち高い方の最終得点率を比較して、より高い最終得点率を獲得した入馬を上位とする。
- (3) 前記(2)において同率の場合、前記(2)で比較した成績における全審判員の総合観察点の高い入馬を上位とする。
- (4) 前記(3)において同率の場合、選考会における2回の演技の全審判員の総合観察点合計の高い入馬を上位とする。

- (5) 4人馬を代表とし、以下は序列にしたがい1人馬を補欠とする。
- (6) 団体での派遣とならなかった場合、ポイントが平均70%以上を獲得している人馬を個人代表人馬とする。
- (7) 代表に選考された選手が複数の馬匹で選考競技会に出場している場合、その選手は下位の馬との組み合わせでのポイントが、代表に選考された最下位の人馬より上位であれば、その馬匹を当該選手の予備馬として認定することがある。

4. 参加意思表示

- (1) 参加意思表示(選手)の締切 2017年12月27日
- (2) 参加意思表示の様式に必要事項を記載し提出すること。なお、様式は当連盟Webサイトからダウンロードすること。
- (3) 送付先：〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館6F
公益社団法人 日本馬術連盟 アジア馬場 係
FAX： 03-3297-5617

5. 馬の輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩する馬匹は代表4頭のみとし、補欠馬は輸出検疫を実施しない。なお、代表選手の予備馬は、認定されている場合に限り選手が全ての経費を負担し、選手の責任のもと輸出検疫の実施を認める。
- (2) 代表馬の輸出入検疫に関わる施設および検査経費は連盟が負担する。ただし、検疫期間中における馬の飼養管理は選手の責任において行うこと。
- (3) 輸出検疫所からジャカルタ間の馬輸送費用は連盟の負担とする。
- (4) 出発時の各選手の厩舎から検疫所までの馬輸送は、各選手の経費負担および責任において行うものとする。
- (5) 大会終了後の馬匹帰着地は輸出検疫を実施した出発地とする。
- (6) 帰着地から選手の厩舎までの馬輸送は、各選手の経費負担及び責任において行うものとする。
- (7) グループ1名の活動拠点国とジャカルタ間の渡航費およびジャカルタにおける所定の期間の滞在経費は連盟が負担する。
- (8) JEFあるいはJOCが負担すると明記した以外の経費は選手の負担とする。
- (9) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。
- (10) 帰着地によっては、一定期間の活動が制限される場合や新たな条件が提示される場合には、その指示に従うこと。

6. その他

- (1) 参加意思表示を提出した選手が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場合、すみやかに馬場馬術本部に提出すること。
- (2) 代表人馬に選考されても、監督が選手あるいは馬匹の健康状態に不安があると判断した場合、補欠選手/馬との入れ替えを行う。
- (3) 「JEF ナショナルチームの行動方針」に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。
- (4) 補欠人馬の有効期限はそれぞれ最終エントリーあるいは輸出入検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (5) 欠員補充については、監督が判断する。
- (6) 選手選考会参加のための馬の輸送および選手の移動は、各自の経費負担および責任において実施すること。

* 今後、アジア競技大会組織委員会から発表される実施要項の内容によっては、代表人馬選考基準を変更する場合がある。